

第 52 回財務省 NGO 定期協議質問書

議題 1：世界銀行セーフガード政策改訂について

提案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）田辺有輝

背景：

世界銀行では、セーフガード政策の改訂のための銀行内での作業が進められている。世界銀行のセーフガード政策は、他の多国間開発銀行や JBIC、JICA をはじめとする二国間金融機関に幅広く参照されており、その改訂は極めて重要である。また、未だ世界銀行が融資する開発事業における深刻な環境社会影響は生じており、セーフガード政策改訂に対しては、多くの NGO が注目している（NGO が共同で世銀総裁宛てに出した 4 月 9 日のレター¹及び 9 月 6 日のレター²を参照）。そこで、以下の点を伺いたい。

質問：

1. 今回の世界銀行のセーフガード政策改訂に関して、これまで開発効果に関する理事会小委員会（CODE）等で議論されたか。もしされた場合、議論の概要と日本理事の発言内容を教えて頂きたい。
2. 9 月 24 日の CODE において、セーフガード政策のアプローチペーパーが議論されると聞いている。アプローチペーパーでは、借入国の意見・制度の考慮、環境アセスメントと社会アセスメントの統合、IFC パフォーマンススタンダードとの調和、新たな課題への対応（人権・労働・ジェンダー・障がい・気候変動等）、過去の教訓の反映、政策対話・プログラム等の各種支援形態への対応等が打ち出されていると理解しているが、財務省はアプローチペーパーの内容についてどのような見解を持っているか、重視している点は何か、教えて頂きたい。
3. アプローチペーパーのパラ 31 では、新たな課題への対応として、気候変動問題が示されていると理解している。気候変動については、理事間の対立からエネルギー戦略の改訂作業が中断していると理解しているが、セーフガード政策との切り分けはどのようにされる予定か、教えて頂きたい。
4. アプローチペーパーのパラ 32 には、改訂にあたって、遵守レビューを教訓とすると記載されていると理解しているが、どのような方法で教訓を反映させる予定か。教えて頂きたい。また、セーフガード政策改訂にあたって、インスペクションパネルがこれまでのケースの包括的なレビューを行い、レポートを作成・公開されるべきだと考えるが、財務省の見解はいかがか。
5. アジア開発銀行（ADB）のセーフガード政策改訂においては、改訂初期段階にあたって、黒田総裁が基準を低下させないとの明確な姿勢を打ち出した（2009 年 5 月 4 日、第 42 回 ADB 総会における黒田総裁オープニングスピーチ）。改訂途中で事務局から示された改訂案は、以前の政策に比べて著しく低下していたものの、最終的には著しい基準低下は回避されたと理解しており、黒田総裁の改訂初期段階のスピーチは非常に重要であったと考えている（ADB セーフガード政策改訂については、第 37 回～第 44 回財務省 NGO 協議会議事録を参照）。世界銀行のセーフガード政策改訂においても、基準低下をしないという明確な指針を世銀が打ち出すべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

¹ <http://www.bicusa.org/en/Article.12616.aspx>

² <http://www.bicusa.org/en/Article.12686.aspx>

特に10月の東京総会是最適な機会であると考えているが、いかがか。

議題2：世界銀行の原子力発電に関する政策について

高木仁三郎市民科学基金 アジア担当プログラムオフィサー 村上正子

(背景)

2011年3月11日に発生した福島第一原子力発電所における事故は、日本のエネルギー政策を根底から揺るがすものとなった。国民からの意見聴取等を受け、日本政府は現在、再生可能エネルギーを促進し、将来的に「原発ゼロ」を目指す方針を打ち出そうとしている。一方、アジア等の途上国では、経済発展に伴うエネルギー需要増加の解決策として、原発導入を検討する国は少なくない。

世界銀行（世銀）は、2008年7月に公開された“Q & A: Climate Investment Funds”の中で、原発に関し、1959年以来、融資を行っておらず、その立場を変更する予定はないと記載している。この原発に関する世銀の立場は、1996年に事務局が行った決定を受けたものであると述べている。一方、最近の「エネルギー戦略」の改訂プロセスで、2009年10月に公表された“Energy Strategy Approach Paper”を見ると、「原発に融資は行わない」という立場を表明しているものの、原発の導入を検討するクライアント国から、当該国のエネルギー戦略全体における原発の選択に関する分析への支援を依頼された場合、世銀は原子力に関する高度な専門性を有する組織や研究所と戦略的なナレッジ・パートナーシップを築き、クライアントの要求に応じるとしている。このような枠組みを通じて、世銀は、途上国のエネルギー戦略策定の過程において、間接的に原発推進につながる関与を行う余地を残していると考えられることも可能である。

以下の質問について、お答えをいただきたい。

- (1) 世銀の Energy Strategy Approach Paper に記載されているクライアント国からの原発に関する分析などの支援要請について、過去に何件くらいあったのか、また、実際に外部の専門機関とパートナーシップを組んで支援を行った事例は何件あるのか、財務省が把握されている範囲でお聞きしたい。
- (2) その中で、外部の専門機関からどのような内容の助言が行われたのか、具体的な事例をご存じであればお聞きしたい。
- (3) 本件に関して、世銀が専門性を有する外部の組織や研究所とパートナーシップを結ぶ場合、世銀のどの部局が担当をするのか。また、パートナーシップを結ぶ組織の選定作業はどのように行われるのか。また、これまでに日本の専門機関とパートナーシップを結んだ事例があればお聞きしたい。
- (4) 自然災害や地震などが多く見られるアジアなどの地域において、原発を導入することについては、地元住民のみならず、独立的な専門家も交えながら、透明性や公開性を確保した上で慎重な議論を重ねていく必要がある。特に福島原発事故後、原発のリスクやコスト等に関して、新たな認識

や議論がなされているところである。世界銀行第二位の抛出国であり、福島原発事故を経験し、エネルギー政策の転換を図っている日本政府は、世銀に原発導入の分析などの支援を要請する途上国に対し、リスクやコスト等に関する新たな情報や知見を提供できる立場にあると考えるが、今後、こうした面で積極的な関与を行う予定はあるか。すでに福島原発事故後に行っている具体的な取り組みがあれば、お聞きしたい。

(引用資料)

- ・ “Q & A : Climate Investment Funds
http://siteresources.worldbank.org/INTCC/Resources/Q&A_CIF_July_1_08.pdf
- ・ “Energy Strategy Approach Paper”
<http://siteresources.worldbank.org/EXTESC/Resources/Approach-paper.pdf>

議題 3 : GMS カンボジア鉄道改修事業の移転問題をめぐり、被影響住民がアジア開発銀行 (ADB) の Office of Compliance Review Panel (OCRP) に提出した異議申立てについて

提案者 : 土井利幸 (特活メコン・ウォッチ代表理事)

事業名 : GMS カンボジア鉄道改修 (ADB プロジェクト番号 37269)

【背景】

2012 年 8 月 28 日、GMS カンボジア鉄道改修事業 (以下、本事業) によって移転を余儀なくされた住民が、アジア開発銀行 (ADB) の Office of Compliance Review Panel (OCRP) に対して、ADB の政策遵守を問う異議を申立てた (以下、本申立て)³。この移転住民は、すでに 2011 年 11 月 21 日、Office of Special Project Facilitator (OSPF) に対して異議を申し立て、2012 年 1 月 11 日に適格と判断されている⁴。その後の 8 月 22 日、関係者協議 (Stakeholder Consultation) において今後の協議をめぐる合意が成立し、OSPF 手続きのステップ 7 に達したため、OSPF が主導する協議と平行して、OCRP による政策遵守判断を求めたものである⁵。OCRP は住民の異議を登録し、9 月 18 日までに適格性を判断するとしている⁶。

³ OCRP Greater Mekong Subregion: Rehabilitation of the Railway in Cambodia Project:
<http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/alldocs/RDIA-8XT5DA?OpenDocument>

⁴ OSPF Complaints Registry by Year:
<http://www.adb.org/site/accountability-mechanism/problem-solving-function/complaint-registry-year>

⁵ Review of the Inspection Function: Establishment of a New ADB Accountability Mechanism. Para 118:
http://www.adb.org/sites/default/files/pub/2003/ADB_accountability_mechanism.pdf

⁶ OCRP Notice of Registration:
[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20NOTICE%20OF%20REGISTRATION.pdf/\\$FILE/CAM%20NOTICE%20OF%20REGISTRATION.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20NOTICE%20OF%20REGISTRATION.pdf/$FILE/CAM%20NOTICE%20OF%20REGISTRATION.pdf)

本事業で発生した移転問題については、メコン・ウォッチも注目し⁷、過去の定期協議の席などでくりかえし協議させていただいてきた⁸。その結果、移転地のインフラ整備や移転住民のための生計回復プログラムに関して一定の改善は見られるものの、今回の異議申立てで移転住民が強調するように、根本的な問題の解決手段は提示されておらず、ADBの1995年非自発的住民移転政策が遵守されていない状態が続いている⁹。

さらに、OSPFへの異議申立てについては、以下の問題が発生した。

- 1) OSPF手続きが公正に運用されてこなかった。例えば、移転住民が希望するNGOや住民代表を代理人や関係者協議への代表として選出すること、あるいは、移転住民がADBやカンボジア政府と団体で協議・交渉すること、さらには、一部住民がOSPF手続きから離脱してOCRPに異議を申立てることなどが認められなかった¹⁰。
- 2) こうした手続き上のやり取りに多大な時間を要し、異議申し立てから9カ月が経過してのち、ようやく協議に向けた合意が形成されたところである。この間、移転住民が直面する問題は未解決のまま放置され、とりわけ、移転補償が不十分なために発生したとみられる高利の債務が住民の生活を圧迫している¹¹。

上記の二点は、本事業のみの問題にとどまらず、アカウントビリティ・メカニズムの信頼性や有効性を損なうことにつながる。OCRPは理事会に直結した機能であることから、本申立てについては、日本理事をはじめADB理事会の積極的な関与が期待される。以上を背景とし、本申立てについて、財務省と以下の点について協議させていただきたい。

⁷ メコン・ウォッチ GMSカンボジア鉄道復興事業（アジア開発銀行融資）：

<http://www.mekongwatch.org/report/cambodia/GMSRailway.html>

⁸ 第46回定期協議会議事録：<http://www.jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof46.pdf>

第48回定期協議会議事録：<http://www.jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof48.pdf>

第49回定期協議会議事録：<http://www.jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof49.pdf>

第50回定期協議会議事録（2議案）：<http://www.jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof50.pdf>

第51回定期協議会議事録（未掲載）

⁹ Request for Compliance Review on GMS: CAM: Rehabilitation of the Railway of Cambodia Project. Para 98, Para 89:

[http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf/\\$FILE/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf](http://compliance.adb.org/dir0035p.nsf/attachments/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf/$FILE/CAM%20Railways%20Complaint%20to%20CRP%2028%20Aug%202012.pdf)

¹⁰ Request for Compliance Review on GMS: CAM: Rehabilitation of the Railway of Cambodia Project. Paras 82-83.

¹¹ Request for Compliance Review on GMS: CAM: Rehabilitation of the Railway of Cambodia Project. Paras 22-43.

【質問】

- 1) 理事会による Compliance Review の承認について 本申立てについては、すでに OSPF 手続きで適格と判断され、申立てに政策遵守上の問題も指摘されていることから¹²、OCRP も適格と判断し、理事会による Compliance Review の承認手続きに至るものと思われる¹³。日本理事は、本申立ての Compliance Review を承認し、その実施に向けて OCRP を全面的に支援すべきであると考えているが、この点についての財務省の見解を聞かせていただきたい。
- 2) OCRP による現地調査について カンボジアでは、過去において別案件で OSPF が現地調査を実施できない事態が発生した¹⁴。本申立てでは、すでに OSPF が現地調査を実行していることから、OCRP の現地調査も実現するものと思われるが、日本理事はこうした点を Compliance Review 承認時に理事会で喚起・周知するなどして、OCRP の現地調査実現のために全面的な支援を行うべきであると考えているが、この点についての財務省の見解を聞かせていただきたい。
- 3) 仮に OCRP の現地調査をめぐって障害が発生した場合、OCRP は一方的に現地調査の断念を決定すべきではなく、異議を申立てた移転住民やその代理 NGO らとも協議するなどして、現地調査実現のために最大限の努力をするべきである。本申立ては、2003 年アカウントビリティ・メカニズム政策にしたがって手続きが進むものと思われるが、現地調査の実施について詳述した同 2012 年改訂政策¹⁵なども参照しつつ、現地調査実現に向けて、日本理事が積極的な役割を果たすべきであると考えているが、財務省の見解を聞かせていただきたい。

議題 4：原発指針の策定状況について

議題提案者：満田夏花 国際環境 NGO FoE Japan／メコン・ウォッチ

背景・質問：

日本政府は、近藤正道参議院議員の原子力関連プロジェクトに関する質問に対する内閣参質一七〇第七七号の答弁で、「JBIC においては、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等の情報が適切に住民に対して公開されていない場合には、貸付等を行うことのないよう、今後指針を作成することとしている。また、NEXI においては、保険種ごとの制約を踏まえつつ、輸出者等を通じてプロジェクト実施主体に対して情報公開を促すなど、可能な範囲で対応することとしている。」と回答。その後、NGO・JBIC の協議、NGO・財務省定期協議、NGO・経済産業省

¹² Request for Compliance Review on GMS: CAM: Rehabilitation of the Railway of Cambodia Project. Paras 86-93.

¹³ Review of the Inspection Function: Establishment of a New ADB Accountability Mechanism. Paras 120-121.

¹⁴ 第 36 回定期協議会議事録「議題 1 プノンペン～ホーチミン市国道改修事業カンボジア国内区間 (ADB Loan 1659-CAM) に関する移転住民からアジア開発銀行 (ADB) に対する異議申し立てについて」:

<http://www.jacsces.org/sdap/mof/gijiroku/mof36.pdf>

¹⁵ Accountability Mechanism Policy 2012 Paras 198-201:

<http://www.adb.org/sites/default/files/accountability-mechanism-policy-2012.pdf>

会合において、本件について下記を確認している

- ・ 原発指針の範囲は、情報公開にとどまらない。
- ・ 指針策定に当たっては、関心を有する各層と協議を行う。
- ・ NEXI も原発指針を策定する。

これらを踏まえ、原発指針の現在の策定状況、今後のスケジュールについて確認したい。